

議案第 3 2 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

四万十町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例

四万十町保育所条例（平成 18 年四万十町条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表四万十町立大奈路保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。